

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年八月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路線名	東京所沢線
供用開始の区間	所沢市大字山口字山下後四〇番一地 先から同市大字山口字本村二二六番 一地先まで
供用開始の期日	令和四年八月十二日
備考	令和元年七月十九日付け埼玉 県川越県土整備事務所長告示 第二号で告示した道路予定区 域の供用開始である。延長一 〇〇・一八メートル